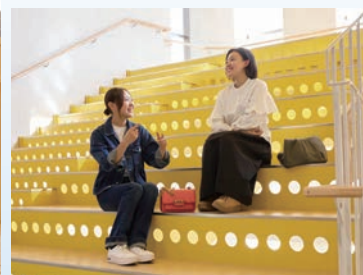


月報私学

2024
12
VOL.324



2022年の学園創立百周年を迎えて竣工した新施設「学園創立百周年記念館」(写真左)は、地下2階、地上7階建てで、大・中・小の体育室、体操競技場、新体操場、柔剣道場等の体育施設のほか、スポーツトレーニングセンター、700人収容の二階堂トクヨ記念講堂、教員研究室などを含む複合型施設となっています。日本女子体育大学は体育に関する高度の科学的研究教授を行い、有能な女子体育指導者等を養成するとともに教養高き社会人を養成し、体育の普及発展に寄与することを基本理念としています。

写真提供 学校法人二階堂学園 日本女子体育大学（東京都世田谷区）

CONTENTS

- 「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声 2
- 若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください 3
- 連載㊦ 魅力あふれる学校づくりを目指して「ニチジョの将来構想ロジックモデル2023」を活用した大学づくり ～つよく・優しく・美しい百年の歴史を紡いで～ 4
- 事業団資金で明日を拓く 6
- 私立大学等経常費補助金 会計検査院の実地検査結果／令和6年度 私立大学等経常費補助金第一次交付 8
- 経営実務Q&A 9
- 加入者証等廃止に関する注意事項等 10
- 12月末に「資格情報のお知らせ」を送ります 11
- マイナンバーカードの健康保険証利用促進のお願い／加入者証等廃止に伴い一部の様式用紙が変更となります／教育貸付のご案内と申し込み時の注意事項 12
- Pep Upイベント「体重測定チャレンジ」を開催します／健診結果に基づく情報提供通知等は加入者の登録住所宛て送付します 13
- INFORMATION 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16



日本私立学校振興・共済事業団

「若手・女性研究者奨励金」受賞者の声

私学事業団では、私立大学の教育・研究の未来を担う人材の育成を目的とした「若手・女性研究者奨励金」を交付しています。本号では、今年度「創業期の地方の起業家に必要とされる人的ネットワークについて」で「女性研究者奨励金」を受賞した、金星稜大学女子短期大学部経営実務科助教の平泉沙由里先生の声を紹介します。

——研究者になろうとしたきっかけについて教えてください。

私は、銀行勤務を経て起業し、教育関係の会社を経営しています。経営者としてのキャリアには満足していたのですが、経験や勘に頼った経営方法に不安を感じ、経営学を理論的に学ぶために大学院に進学しました。

大学院での学びが転換点であったと思います。特に、今まで自己流で取り組んできた事柄が、学問として理論化されていることが非常に興味深く、より専門的なレベルで経営学を理解したいと考えるようになりました。

会社経営の実践から得た知識を活用し、理論と融合させた研究ができれば社会課題の解決にも貢献できるのではないかと考え、現在に至ります。



平泉沙由里先生…起業及び会社経営の経験を活かし、起業家の人的ネットワークに関する研究に取り組んでいる。大学ではアントレプレナーシップなど、起業家育成に関わる科目を担当している。

——今回の研究に取り組みたいと思った動機を教えてください。

自身が経営者であることから、日頃より経営者、特に起業家に強い関心をもって研究を進めています。

一般に、起業においては人脈やコネクションが重要だといわれています。私自身も「人とのつながり」に助けられた場面が多々あります。しかしながら、すべての起業家がビジネスに直結する人脈を豊富に持ち合わせているとは限りません。周辺のネットワークに頼れない場合はどうすればよいだろうかと考えたことが、今回の研究課題に対するきっかけとなりました。

起業家、特に創業期の起業家がいかにしてビジネスに有効な人脈を構築していくのか、これを明らかにすることができれば日本企業の持続的な発展に貢献できるのではないかと考えたことが本研究へ取り組むに至った動機です。

——本奨励金に応募したきっかけを教えてください。

私が大学院に進学し、研究の道へ足を踏み入れたのは40歳になる年のこと

でした。研究者としては非常に遅いスタートであったと思います。

そのような状況の中、年齢制限も研究分野の限定もない、本奨励金の存在は私にとって大変魅力的なものでした。

応募当時は大学教員として2年目にあたる年度で、研究費の獲得も大きな課題だと考えていたタイミングだったこともあり、応募するに至りました。

——今回の研究を社会でどのように役立てたいと考えますか。

現在、日本の企業数は年々減少傾向にあり、特に地方においては、地域を支える中小企業の廃業が大きな問題になりつつあります。

私は、日本経済の成長のためには、地方圏の企業が、活力を失うことなく発展し続けていくことが重要だと考えています。特に、企業の最初の形である小規模企業が持続的に発展していくことが、その地域や日本経済の発展を促すものと考えています。

創業期の地方の起業家を対象にした研究を進めることにより、地方創生や地域活性化への有効な視点を提供できると確信しています。

——研究者としての将来の夢をお聞かせください。

実社会で活躍する人々や、経営学を学ぶ学生など、広く一般の方々にも読んでいただけるような、わかりやすい論文を書き続けたいと思っています。

大学院に進学したばかりの頃、知識

不足なこともあり、論文を読むことに大変苦労した記憶があります。同時にそれらが社会の第一線で活躍する方々の目に触れる機会が少ないことを単純にもったいないとも思いました。

研究から得られた知見を社会に還元する方法の一つが論文の発表です。そして、それが多くの人々の目に触れてこそ、社会への貢献につながるものと考えています。そのため、日頃からさまざまな立場の方々が気軽に読めるような論文の執筆を心がけています。

学術界だけではなく、産業界や社会に貢献できるような、実効性の高い研究を継続したいと考えています。

——本奨励金にご支援いただいた寄附者の皆様へ、メッセージをお願いします。

このような新しい課題に挑戦することができるのは本奨励金のおかげです。心より感謝申し上げます。

「奨励」とは、文字どおり「さらに励むことを奨める」ということを意味するものと思います。このことを忘れず、研究成果を社会へ還元できる日を迎えられるよう一層の尽力を注ぐ所存です。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 寄付金課

☎ 03(3230)7319・7320

Eメール kifukin@shingaku.go.jp

若手・女性研究者奨励金

寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください その一本が未来をつくる

助成部 寄付金課

若手・女性研究者奨励金「寄付金付き自動販売機」は、売り上げの一部が本奨励金への寄付金に充てられる自動販売機です。

本奨励金は、私立の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「私立大学等」といいます）に在籍する若手研究者や女性研究者に対して、研究機会を提供することにより、次世代の担い手となる人材の育成を図ることを目的としています。

本奨励金は、社会一般からのご寄付により成り立っています。

私学事業団では、趣旨にご賛同いただける企業等の法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。

また、学校法人等の皆様を対象として、寄付金付き自動販売機の設置についてご協力をお願いしています。

寄付金付き自動販売機の目的

① 広く本奨励金制度に対する理解を得ることで、支援の輪の拡大を図ります。

② 研究者に対し、本制度の周知を図り、研究意欲と応募意欲の向上につなげます。

③ 購入者に向けて、教育研究や人材育成に対する貢献意識、参加意欲の向上を図ります。

寄付金付き自動販売機の概要

本事業団では、寄付金付き自動販売機の設置について、事業者と協力協定を締結し、協力事業者として認定しています。

販売額や一本当たりの寄付金額、手数料等は、あらかじめ設定することはしていません。学校法人等（自動販売機設置者）のご事情に合わせて、協力事業者と協議いただくこととしています。寄付金付き自動販売機には、統一したデザインを施工します。デザイン施工に要する経費や設置費用等は協力事業者が負担いたします。

また、寄付金の集金や本事業団への払い込みも協力事業者が行います。初期費用も原則としてご負担いただくことはありません。

寄付金付き自動販売機の設置以降に、学校法人等（自動販売機設置者）に対して、費用やお手間がかかることは、原則としてありません。

新規導入だけでなく、協力事業者によって既に設置されている自動販売機を、寄付金付き自動販売機に転換することも可能です。

令和6年10月末時点で、149法人延べ223台の設置にご協力いただいています。

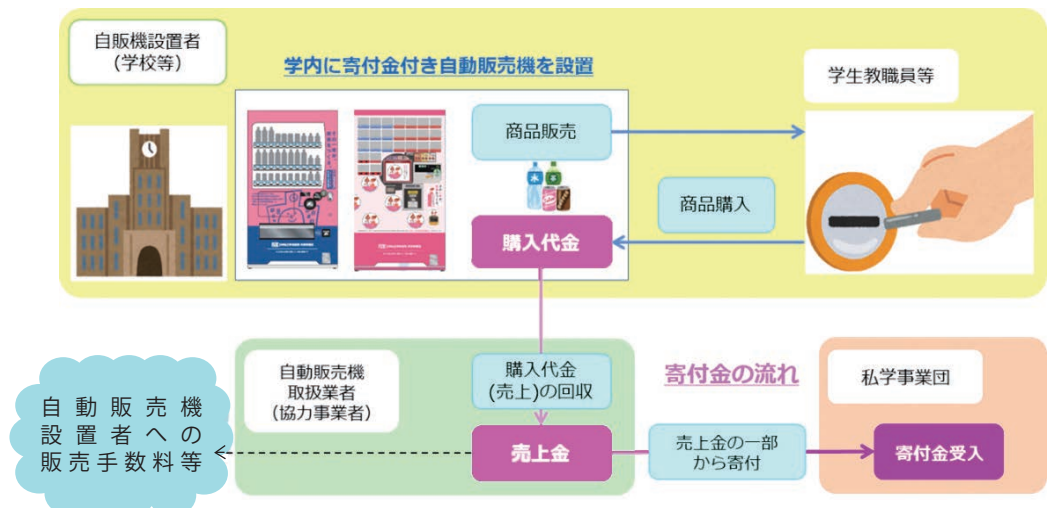
寄付金付き自動販売機設置による特典

寄付金付き自動販売機の設置にご協力いただきました学校法人等には、寄付者特典を設けています。

本奨励金への応募に当たり、若手研究者奨励金、女性研究者奨励金のいずれかについて応募枠を追加することができます。

私立大学等の未来を担う若手研究者及び女性研究者のために、ぜひ設置にご協力をお願いします。

なお、設置をご検討いただける場合は、本事業団寄付金課までご連絡くださいますようお願いいたします。



問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
TEL 03(3230)7316・7319
Eメール kifukin@shingaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑦⑥

「ニチジョの将来構想ロジックモデル2023」を活用した
大学づくりのよ・優・美・美・美の歴史を紡いで

学校法人二階堂学園 日本女子体育大学 教授 助友 裕子

1. 建学の精神「体育を中軸に据えた
全人教育」

「身体の健康維持・増進を目的とする体育は、知育・徳育の基礎であり、老若男女それぞれの特質・段階に応じて、楽しく、我がものとして行うべきものである」建学者である二階堂トクヨのこのような教育理念のもと、日本女子体育大学（以下、「本学」または「ニチジョ」といいます）の前身である二階堂体操塾が、1922年に創立されました。以来、本学は、2022年に学園創立百周年を迎えました。



学園創立百周年記念館

二階堂トクヨの建学の精神を受け、

本学は体育に関する高度の科学的研究教授を行い、有能な女子体育指導者等を養成するとともに教養高き社会人を養成し、体育の普及発展に寄与すること（学則第1条）を基本理念としています。建学の精神を踏まえながら、現代社会の要請に応じて大学の基本理念を三つの特色ある教育目的（1）女性の精神的・身体的特質の研究を基盤にしたスポーツの科学的探究、（2）女性性を担い手とし女性の特質を生かしたスポーツ、ダンス、健康福祉、保育の普及向上、（3）高度な専門的知見と幅広い教養を備え、社会の要請に応える有能な女性の養成として展開しています。

日本国内はもとより、国際社会でも活躍できる多様な能力を持った女性を養成するために、本学では体育学部をスポーツ科学科、ダンス学科、健康スポーツ学科、子ども運動学科の4学科で編成しています。スポーツやダンスの競技力向上の実践はもちろんのこと、身体機能に関わる代謝や栄養そして発育発達と老化、種目に特化した身体の動きや心理コントロール、外傷・障害に対応する医科学、スポーツに関わる

社会的影響、そして身体運動の歴史などを研究・教育しています。高い指導理論を持つ体育学とスポーツ・ダンス科学の人材養成に、教職員がワンチームとなって取り組んでいます。

18歳人口減少時代の女子大学かつ単科大学という小規模大学の運営には、教職員の創意工夫を後押しできるワンチームづくりが魅力あふれる大学づくりでは必要であると考えています。

2. 魅力あふれる大学づくりのための
ロードマップづくり

百年の歴史を持つ本学では、2020年度に着任した深代千之学長ふかしろせんしのリーダーシップのもと、2021年度に特別委員会として将来構想検討委員会（以下、「委員会」といいます）が設置されました。筆者は、この委員会の委員長を拝命し、2期4年にわたり議論の取りまとめを行いました。将来構想を検討することは、どの大学でも行っていることだと思いますが、たいていは新学部・新学科構想といった改組が想起されるものです。しかし、深代学長からの諮問は、改組することなく現状の組織で成し得る「ニチジョの将来像実現に向けたロードマップ」を示してほしいということでした。

「本学の将来像とは何か」1期目（2021-2022年度）委員会メンバーは、約半年間にわたり議論を重ね、ロードマップを視覚化したロジックモデルを作成することにしました。ロジックモデルとは、ある取り組みを

通して最終的に達成したい状況（「将来像」）に至るまでの論理的な因果関係を図式化したものです。すなわち、取り組みがどのような道筋で目的を達成しようとしているのかを示した仮説ないし戦略を示したものであるといえます。

ロジックモデルを作成するに至った経緯のひとつに、それまでの学内の組織風土の課題があげられます。具体的には、想いを持った教職員が大勢いるのが本学の特徴で、常に新しい事業提案があがってきます。しかし、それぞれの想いがさまざまな方向を向いていて、提案の数だけ教職員の負担増につながることに課題がありました。

そこでまず、委員会では、「今、何をすべきか」よりも「将来、どのような大学になりたいか」を先に議論することが共通認識として定着するように徹底しました。具体的には、2021年度下半期に教職員の座談会を開催しました。これには、助教や講師を含む教授会構成員の過半数の参加がありました。加えて、2022年度上半期には、助手とのグループ懇談会や事務職員への説明会などを通して、全学的に意見収集を行いました。その結果、本学が目指す将来像は、大きく四つの分野で整理することができました。

将来像1. 研究・競技・ダンスアートの女性の精神的・身体的特質の研究を基盤にしたスポーツ・ダンスアートの学問的探究の盛んな大学

将来像2. 国際性
女性性を担い手とし女性の特質を生か

したスポーツ、ダンス、健康福祉、保育の普及向上を国際社会の中で牽引する選ばれる大学

将来像3. 教育

高度な専門的知見と幅広い教養を備え、社会の要請に応える有能な女性を輩出する大学

将来像4. ブランド力の向上

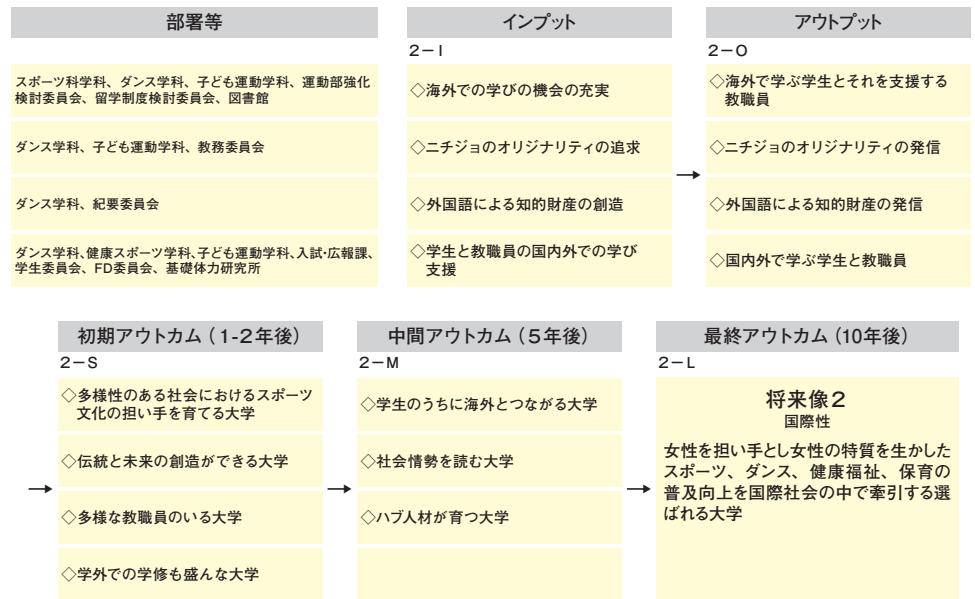
少子高齢化が進む中でも、社会的に認知され続け、本学に対する社会的ニーズに常に応え続けられる大学

これらの過程を経て、2022年度下半期にようやく「今、何をするべきか」の議論を開始しました。学内の各組織―各学科、委員会、各課など―で議論してもらい、その結果を委員会が集約し、ロジックモデルの中に落とし込む作業を行いました。その後、学内でのパブリックコメントを経て、2023年3月に「ニチジョの将来構想ロジックモデル2023」ニチジョで変わる、ニチジョが変わる「Change the legacy」が完成しました。本学ホームページ（https://www.jwcpe.ac.jp/college_info/pdf/logic_model_2023.pdf）でも公開しておりますので、ぜひご覧ください。

3. 「ニチジョの将来構想ロジックモデル2023」の具現化への取り組み

ロジックモデルの完成により、全学的に各組織が共通認識を持ちながら、日々の業務に当たることが可能となりました。そこで新たなアクションを提

「将来像2. 国際性」の実現に向けたロジックモデル（簡易版）



案することが2期目（2023-2024年度）委員会の使命となりました。先にご紹介したホームページ上のロジックモデルには、進捗到達度を把握する膨大な数の指標が提示されています。これらをすべて把握するためのしくみを構築するためには時間を要します。そこで、ロジックの解明に向けた実証的・実装的取り組みに拍車をか

けるために、委員会メンバーで競争的資金獲得に向けた計画策定を行うなど、実行可能性を高める工夫を施しながら議論を焦点化していきました。その結果、資金獲得こそかなわなかったものの、ロジックモデル内の「将来像2. 国際性」に焦点を当て、「ニチジョのオリジナリティの追求（2-I）」「ニチジョのオリジナリティの発信（2-O）」「伝統と未来の創造ができる大学（2-S）」「社会情勢を読む大学（2-M）」のロジック強化に向けた取り組みを提言することで動き始めました。2023年度は、この方針が固まるまでに約1年を要しました。

その後、2024年度は、委員会が策定した計画にもとづいて実態調査やIRデータを活用したエビデンス創出を行い、上半期に提言案がまとまりました。そこで、FD委員会と協働して全教員が必須参加とされているFD研修会の企画・運営に参画し、この提言案を全教員に周知し座談会を行う計画が実現しました。また、助手や事務職員の参加（任意）も得ることができ、本学の

将来像実現に向けた具体的な議論の場となりました。2年前の座談会と比べれば、規模を拡大して悉皆実施することができたこと、助手や事務職員といった立場の異なる者同士が膝を突き合わせて議論できたことで、一体感が生まれたように思います。特に、その議論を全体共有する場に、深代学長が同席し、発言にコメントを残してくれたことで、「言えは実現するかもしれない」という感覚をもった教職員が増えたようです。将来像を示していくことは、結果的に魅力あふれる大学づくりの雰囲気醸成することにつながると感じています。

4. 次の百年を紡ぐオリジナリティ

「体育」の範疇が拡大し、卒業生の進路が多様化する中でも、本学では毎年度、約300名の学生が保健体育の教員免許を取得して卒業しています。専任教員就職者数をもても、保健体育の教員免許が取得可能な女子大学の中では屈指となっています。つまり、女性体育教員の養成という本学のオリジナリティは、百年が経過した今日も保持されています。これを基盤としながら、次の百年も魅力あふれる大学づくりが継承されることを願います。

寄稿者紹介

助友 裕子（すけとも ひろこ）
日本女子体育大学体育学部健康スポーツ学科 教授

事業団資金で明日を拓く

事業団融資をご利用いただいた学校紹介

学校法人 熊本ルーテル学園
対象校 認定こども園 玉名ルーテル幼稚園

所在地 熊本県玉名市
対象事業 新園舎建築

玉名ルーテル幼稚園は、熊本県玉名市の中心部に位置する、市内で唯一キリスト教育を実施している幼保連携型認定こども園です。2023年2月に、新しい園舎が完成しました。



新園舎外観

◆新園舎建築の経緯について教えてください。

旧園舎（1988年築）の老朽化が目立ち始め、建て替えの必要性は意識していました。2018年には認定こども園化に伴い0～2歳児保育室等の増築をしたのですが、その際は将来的に既存園舎を建て替えることを想定し、建物間の接続も考慮した配置・計画としました。

その後2020年に、旧園舎から100メートルほど離れた場所にある、園が駐車場として借りていた土地を購入することができました。この土地は、これまでの園地よりはるかに広く、0歳児から5歳児まですべての園児が過ごせる一棟の園舎を建てるのが可能です。そうした環境は我々の夢とも言えるものでしたので、それまでの方針から大きな転換ではありましたが、園の創立70周年記念事業として、この土地に新園舎を建てることを決断しました。計画を進めるにあたっては、理事長を中心に、役員や保護者代表をメンバーとする建築委員会を立ち上げました。当時の理事長は他法人で長年役員を務めた経験があり、事業計画や資金

計画の策定に際してはその経験が大いに役立ちました。現場の先生たちや他園の園長先生などの意見を聞く機会も設けながら、設計士とも頻繁に園舎の設計案について意見交換を行い、だんだんと形にしていきました。慌たしくはありましたが、どんな園舎にするかを楽しみにしながら、前向きに取り組めました。

工事期間中は、園児から工事現場の方々に手書きの絵や横断幕をプレゼントしたり、園児がショベルカーに乗せてもらったりといった交流が生まれました。園児にとっても、園舎と一緒に作っているような感覚を得ることができ、貴重な体験になったと思います。

◆新園舎の特長を教えてください。

「わたしは雲の中にわたしの虹を置く」という聖書の言葉を、当園では大事にしています。聖書で「平和」を指し示す約束のしるしとされており、多様性の象徴でもある「虹」を、園舎建築にあたってテーマにしたいと考えました。

園内で最も広く、ランチルームとしても使われる部屋は「にじのへや」と名付けました。天窓を施し、窓枠の色は虹のように一つひとつ異なります。園児が集まり心満たされる体験をする、また身体も食事で満たされるこの場所です。シンボルの虹を感じられるようにしました。また、2階のテラスと園庭をつなぐ外階段も、虹をモチーフにス

テップを虹の色で塗ってあります。「にじのへや」と調理室の間は、園児に合った高さのカウンターになっています。園児はお昼の時間になると、自分からランチルームに集まり、配膳プレートに乗せられた食事を各自で受け取り、自分で食事の席へ向かいます。これまでは自席で食事が運ばれるのを待たせていましたが、新園舎ではこのような形で、園児の自主性を伸ばす取り組みがより日常的に実践できるようになりました。



にじのへや

また、図書室は、七つの本棚（ベンチにもなる）を階段状に組み合わせられるユニークな作りで、ノアの箱舟をイメージしています。熊本県産の木材をふんだんに使っており、園児はリラックスして好みの本と触れ合っています。

その他の工夫として、廊下に複数、園児が中に入れる小さな空間を設けています。内側には外がのぞける窓や子ども用ベンチがあり、ままごとをして遊ぶ場所となるほか、園児が気持ちの高ぶった時に落ち着つかせるためのスペースとしても機能しています。



廊下に設けられた小さな空間

◆竣工後の教職員や保護者からの反応はいかがですか。

先生たちにとっては何より、より良い教育・保育環境となったことが大きいです。これまで3歳以上児と0～2歳児で建物が分かれていたものが、一つの園舎となり園児の行き来も自然にできるようになったことや、保育室とは別に朝晩の延長保育時に使用できる

部屋が確保されたことなど、充実した教育・保育に取り組むための環境が整えられたと思います。

思わぬ効果という点では、新園舎の予想外な使われ方もありました。2階にロフトがあるのですが、費用や床面積を考慮した結果として設けたもので、天井は低く窓は小さく、建てた時点では使い道は決まっていまませんでした。実際に使い始めると、天井の高さはこどもにはちょうど良く、ここは園児が自由な発想で柔軟に使えるお気に入りの場となりました。今は、園児はこの場所を「プラネタリウム」に見立て、壁にシールで星座を作り、ホームプロジェクトで天井に宇宙を映し出して遊んでいます。

また、保護者からは、使い勝手が良くなったという声を多数いただいています。特に駐車場については、これまでは園舎と離れた場所にありましたが、園舎に隣接した場所に十分な台数が確保され、玄関先での乗り降りも可能になったので、雨天時の送り迎えが楽になったと大変好評を得ています。園を見学に来られた方からは、「温かい雰囲気がある」という感想をいただくことが多いです。園がこれまで大切にしてきたものが新園舎にもしっかりと受け継がれていることが実感でき、とても嬉しく思っています。



図書室

◆今後の目標などがありますか。

この新しい環境で「こども主体の教育・保育」をどう実現していけるか、引き続き取り組んでいきたいです。

最近の一つの事例として、運動会を見直しました。これまでは園外で場所を借りて実施していたのですが、いつも遊び慣れている園庭で行う方が良くと考え、話し合いを積み重ねたうえで、昨年から「わくわくフェスティバル」として園内で行っています。園外で行っていた時と比べ場所は狭くなりましたが、保護者にも好評でしたし、何より園児が本当に生き生きとしていました。園舎建て替えを一つの契機として、教育・保育内容をより良いものに見直すことができたと思っています。

また、こどもは昔も今も変わっていませんが、保護者や家庭環境の側は変化してきていると感じます。家族のあり方が多様になり、「個」で動く場面が増えてきているのではないのでしょうか。そこで、保護者がお互いに学び合い、影響し合うきっかけ作り、つながり作りにも力を入れていきたいです。現在、園児が買い物の体験をする機会であり、保護者同士がつながる機会ともなるバザーの開催や、地域のイベント「玉名エキマチクリスマス」に園児の聖歌隊が出演する等の取り組みをしています。これからの地域に根ざし、地域貢献活動等にも参加し、愛される園としてより一層つながりを大切にしていきたいと思っています。

◆事業団融資を利用された理由をお聞かせください。

当時の理事長が、以前他の法人に在籍していた際に事業団融資を利用したことがあり、今回の建築資金も事業団から借りる意向を持っていました。長い期間借りられ無理なく返済できること、私学のことを分かっている団体であり安心してやり取りができることが決め手であったと認識しています。実際に担当者の応対も丁寧で、特に問題なく進めていくことができました。

私立大学等経常費補助金
会計検査院の実地検査結果

助成部 補助金課

私立大学等経常費補助金にかかる令和6年度の会計検査院実地検査は、5年10月から6年3月までの間に、大学法人19法人に対して実施されました。

この会計実地検査は、基準等にとつとって、補助金の算定が適切にされているかという「合規性」の観点を中心に実施されます。

検査の結果、会計検査院から「補助金が過大に交付されており、不当と認められる」との指摘を受けた内容がありました。

指摘内容は、次のとおりです。

【一般補助】

- ・「教育研究補助者」のうち、ポスト・ドクターについて、賃金を「職員人件費（兼務職員）」で会計処理していない者を申請していた。
- ・「教育研究補助者」のうち、研究支援者について、「職員人件費（兼務職員）」で会計処理していない者を申請していた。

このように、昨年に引き続き指摘を受けたことは誠に残念な結果と言わざるを得ません。

これらの誤りについて会計検査院からは、「学校法人が、補助金の制度を十分に理解していなかったり、算定資料の作成に当たりその内容の確認を十分に行っていないかった」ことなどに加え、「事業団において、学校法人に対する指導及び調査が十分でなかった」と指摘されています。

指摘を受けた学校法人には、指摘事項にかかる改善策等をご検討いただいています。私学事業団でも、制度の理解が深まるよう周知方法の検討や調査票記入要領の見直しを進めます。

各学校法人におきましても、各種調査票の作成時及び作成後には、記入要領等に記載されている要件を十分に確認のうえ、補助金の算定基礎数に誤りのないよう、ご注意ください。

◆根拠資料の保管についてお願い

補助金申請に伴う根拠資料については、私立大学等経常費補助金取扱要領、交付決定通知等において翌年度から5年間保存することを定めています。

会計検査院の検査においても、過去5年まで遡り、根拠資料に基づいた説明が求められます。その際、根拠資料がないために不当事項となる事例が多数あります。

補助金事務のご担当者におかれましては、根拠資料の整備・保管について再度のご確認をお願いします。

令和6年度
私立大学等経常費補助金
第一次交付
助成部 補助金課

令和6年度の私立大学等経常費補助金の第一次交付については、629法人833校に対し、149億5,622万9千2千円の交付を予定しています（表参照）。

表 令和6年度 第一次交付額

区分	法人数	学校数	当初予算	交付決定額 (資金交付額)
大学	法人 545	校 586	千円 —	千円 144,022,489
短期大学	83	245	—	5,412,194
高等専門学校	1	2	—	127,609
合計	629	833	297,996,312	149,562,292

交付対象費目は、専任教員等給与費、専任職員給与費（教員、職員とも退職金財団掛金補助を含む）、非常勤教員給与費、教育研究経常費、厚生補助費の5費目で、6年5月1日現在の専任教職員数、学生数等を基礎として算定しています。

なお、今回交付の対象とならない教職員福利厚生費、研究旅費、認証評価経費、授業目的公衆送信補償金経費、私立大学等改革総合支援事業、少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援及び特別補助については、7年3月に交付する予定です。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助

補助金第一係

☎03(32230)7304～7307

補助金第二係

☎03(32230)7300～7303

私立大学等改革総合支援事業

補助金第二係

☎03(32230)7300～7303

特別補助

特別補助第一係

☎03(32230)7308～7311

特別補助第二係

☎03(32230)7312～7314

私立大学等の経営改革支援事業

企画調整係

☎03(32230)7295・7296

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

経営実務Q&A

私学経営情報センター 私学情報室

学校法人から私学経営情報センターに寄せられた質問を、Q & A形式でまとめましたのでご参照ください。

大学・高専機能強化支援事業について

Q1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する、大学・高専機能強化支援事業の「学部再編等による特定成長分野への転換等に係る支援（支援1）」の対象に選定されました。この助成金にかかる収入はどのように処理するべきでしょうか。また、内訳表上はどの部門に計上するべきでしょうか。

A1 当支援は、特定成長分野に関する学部再編等の検討・準備段階から新たに設置した学部等の完成年度までの取り組みに対して支援されるものです。また、支援の実施に当たっては、支援期間を連続する三つのフェーズに分類したうえで、学部再編等に向けた検討体制の構築（フェーズ1）にかかる経費、学部再編等（フェーズ2）に要する施設設備整備費等、学部等の開設後にお

ける自走化戦略の深化（フェーズ3）にかかる経費等を助成金の交付対象としています。

については、経費等にかかる助成であるフェーズ1と3は、事業活動収支計算書において教育活動収支の、

（大科目）経常費等補助金
（小科目）国庫補助金

と処理し、活動区分資金収支計算書においては、教育活動による資金収支の「経常費等補助金収入」と処理します。

施設設備費等にかかる助成であるフェーズ2は、事業活動収支計算書において特別収支の、

（大科目）その他の特別収入
（小科目）施設設備補助金

と処理し、活動区分資金収支計算書においては、施設整備等活動による資金収支の「施設設備補助金収入」と処理します。

また、部門計上について、学部等の開設年度当初の日より前に交付された場合は法人部門に計上し、開設

年度当初の日以後の場合は交付対象となる学校や学部計上します（資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）（昭和55年11月4日 文部大臣所轄各学校法人理事長あて 文部省管理局長通知 文管企第250号）参照）。

履修証明プログラムに関する会計処理について

Q2 学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条で定められている「履修証明プログラム」を、社会人を対象に公開講座で開始しました。これにかかる収入と支出はどのように処理するべきでしょうか。

A2 収入については、社会人を対象とした公開講座であることから、

（大科目）付随事業（・収益事業）収入
（小科目）任意の小科目

とすることが考えられます。

支出については、正規の学生に対する授業ではありませんが、大学の教員や施設によって行われる教育活動であることから、

（大科目）教育研究経費
（小科目）任意の小科目

とすることが考えられます。

なお、学校法人会計基準第5条により補助活動事業として純額表示をする場合、収入超過であれば収入のみ、支出超過であれば支出のみを表示します。

ポイントを使用して消耗品を購入した場合の会計処理について

Q3 店舗のポイントを使用して消耗品を購入した場合、会計処理は元の価格とポイント使用後の価格どちらになるでしょうか。

A3 どちらもあり得ます。

ポイント使用分は値引きととらえ、ポイント使用後の実際の支出額によって会計処理して差し支えないと考えます。また、使用ポイントの金額が高額になる場合や、購入代金の全額をポイントで賄う場合などは、店頭販売価格を経費の額とし、ポイント使用分を「雑収入」として会計処理することも考えられます。なお、知事所轄法人において、所轄庁の指示がある場合には、その指示に従って処理してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎ 03(3230)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

加入者証等廃止に関する注意事項等

業務部 資格課

令和6年12月2日以降は、加入者証等が廃止となり、資格取得をした場合や被扶養者の認定を受けた場合は、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を交付します。

ただし、6年12月2日時点ですでに交付を受けている加入者証等は、廃止後の経過措置の対象となり、7年12月1日までの1年間は医療機関等で保険証として使用することができます。

「資格確認書」とは

マイナンバーカードを持っていない人や、持っていない人も保険証利用登録をしていない人等は、「資格確認書」により医療機関等を受診してください。

「資格確認書」はカード型（紙・ピンク色）で、加入者証・加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）と同様、加入者等記号・番号、氏名、生年月日、性別、保険者名、保険者番号等が記載されます。

◆7年12月1日以降

加入者証等が使用できる経過措置終了に伴い、7年秋頃に、その時点でマイナ保険証を持っていない人に対し学校法人等を通して「資格確認書」を一

斉に交付します。ただし、それまでに資格取得等により、すでに「資格確認書」の交付を受けている人を除きます。

◆有効期限及び更新

「資格確認書」の有効期限は最大5年間です。6年12月2日以降に交付する「資格確認書」の有効期限は、11年11月30日です。ただし、後期高齢者に該当する75歳到達及び任意継続加入者の2年満了については当該年月日が表示されます。

「資格確認書」は5年ごとに更新します。次回は11年の更新時に、マイナ保険証を持っていない人を対象に学校法人等を通して一斉に交付します。

有効期限内であっても、資格を喪失等した場合は、私学事業団に返納してください。

「資格情報のお知らせ」とは

「資格情報のお知らせ」は、保険証利用登録をしているマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます）を持っている人に対し、私学共済制度の加入者又は被扶養者の資格情報をお知らせするものです。

「資格情報のお知らせ」は、カード

型（紙・白色）で、性別を除き加入者証等と同様、加入者等記号・番号、氏名、生年月日、保険者名、保険者番号等が記載されます。

有効期限はありませんが、資格を喪失等すると無効になります。ただし、返納する必要はありません。

◆「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません

「資格情報のお知らせ」は、加入者等の資格情報をお知らせする証なので、「資格情報のお知らせ」のみで医療機関等を受診することはできません。医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合に、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診できます。また、スマートフォンを持っている人は、マイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診できます。

「資格取得報告書DL」「被扶養者認定申請書DL」が変更になりました

前述のとおり、資格取得をした場合や被扶養者の認定を受けた場合は、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」が交付されることとなるため、「資格取得報告書DL」「被扶養者認定申請書DL」に資格確認書交付の要否欄が追加されました。

「発行が必要」にチェックをした人

には、「資格情報のお知らせ」を交付します。

書類に不備があると、資格取得等の処理が遅れる原因となります。また、返送する場合もありますので、記入もれ等のないよう十分注意してください。

新用紙は、私学共済ホームページに掲載しています。旧用紙は使用できませんので、必ず新用紙を使用してください。

新用紙「資格確認書交付・再交付資格情報のお知らせ再通知 高齢受給者証再交付申請書DL」

6年12月2日以降は、これまで、加入者証等の再交付等に使用していた「加入者証等 加入者被扶養者証 高齢受給者証 再交付申請書」は廃止となります。代わって、「資格確認書交付・再交付 資格情報のお知らせ再通知 高齢受給者証再交付申請書DL」が新設されました。

マイナ保険証を持っていない人や「資格確認書」を紛失等をした場合は、この新用紙により「資格確認書」の交付・再交付申請をしてください。

新用紙は私学共済ホームページに掲載していますので、必ず新用紙を使用してください。旧用紙を使用した場合、返送することがあります。手続きの遅れにつながりますので注意してください。

6年12月2日以降に継続資格取得等をした場合

6年12月2日以降は、原則、マイナ保険証により医療機関等を受診することになるため、加入者証等の廃止前から加入者であった人が、次の資格異動をした場合は、異動処理後に「資格情報のお知らせ」を交付します（被扶養者についても同様です）。マイナ保険証を持っていない人は、別途「資格確認書」の交付申請をしてください。

- ・継続資格取得
- ・所属学校等変更
- ・任意継続加入の申し出
- ・加入者や被扶養者の氏名変更等

注 一律「資格情報のお知らせ」を交付するのは、加入者証等を持っている人が、右記の異動に初めて該当した時点のみで、その後の異動では、異動前に交付を受けていた証と同じ種類の証が交付されます。

事例（Q&A）

Q1 すでに交付済みの加入者証を持っているA校の加入者が、6年12月31日に退職し、7年1月1日に継続資格取得をします。この加入者はマイナ保険証を持っていませんが、「資格確認書」の交付を受けるには手続きをする必要がありますか。

A1 新用紙の「資格確認書交付・再交付 資格情報のお知らせ再通知 高齢受給者証再交付申請書DL」で、

「資格確認書」の交付申請をする必要があります。

Q2 Q1で「資格確認書」の交付を受けた加入者が、その後7年10月1日にC校に所属学校変更をした場合は、何の証が交付されますか。

A2 B校で、申請により「資格確認書」の交付を受けているので、C校では加入者番号付番後の「資格確認書」が交付されます。

Q3 6年12月31日にA校を退職し、7年1月1日にB校に継続資格取得をして「資格情報のお知らせ」の交付を受けました。加入者自身はマイナ保険証を持っていますが、被扶養者はマイナ保険証を持っていないので、被扶養者は「資格確認書」の交付申請をして交付を受けました。その後、7年10月1日にC校へ所属学校等変更をした場合、加入者や被扶養者には何の証が交付されますか。

A3 異動前に交付を受けていた証と同じ種類の証が交付されますので、加入者には、所属学校等変更前に交付を受けていた「資格情報のお知らせ」が交付されます。被扶養者には「資格確認書」が交付されます。

Q4 7年3月31日に退職して任意継続加入者になりましたが何の証が交付されますか（在職中は、経過措置

期間中であつたため、加入者証を使用していました）。

A4 任意継続加入者用の「資格情報のお知らせ」が交付されます。マイナ保険証を持っていない人は、私学事業団へ直接「資格確認書」の交付申請をしてください。

Q5 7年1月に、結婚により姓が変わります。「加入者等異動報告書DL」で氏名変更の届け出をしますが、何の証が交付されますか。

A5 氏名変更の処理が完了すると、「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証を持っていない人は、「資格確認書」の交付申請をしてください。

12月末に「資格情報のお知らせ」を発送します

業務部 資格課

国からの通達に基づき、令和6年9月6日時点で確認している加入者及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）を対象として、10月末に「資格情報のお知らせ」を発送しました。その後に資格取得した人や被扶養者認定を受けた人等を対象に、12月末に「資格情報のお知らせ」を発送します。

学校法人等においては、加入者への配付をお願いします。

この「資格情報のお知らせ」に限り、国の通達により、マイナンバー（下4ケタ）及び医療機関等での窓口負担割合を記載しています。

注意事項

◆マイナンバー（下4ケタ）の表示

①私学事業団で確認している加入者等のマイナンバー（下4ケタ）を表示しています。表示されている下4ケタの数字が、万が一、ご自身のマイナンバーと相違する場合は、資格課宛てに連絡してください。

②「0000」と表示されている人は、実際のマイナンバー下4ケタが「0000」の場合を除き、私学事業団にマイナンバーの報告がない人です。「マイナンバー更新連絡票DL」により、すみやかに報告してください。

◆その他の注意点

①紛失等をして、再通知を希望する場合は、「資格確認書交付・再交付 資格情報のお知らせ再通知 高齢受給者証再交付申請書DL」により申請してください。

②再通知申請によって交付する「資格情報のお知らせ」には、マイナンバー（下4ケタ）及び窓口負担割合は記載されません（通常の資格取得時等に交付する資格情報のお知らせと同様となります）。

マイナンバーカードの健康保険証利用促進のお願い

企画室

本誌令和6年6月号以降お知らせしているとおり、6年12月1日をもって加入者証・加入者被扶養者証の新規交付を終了しました。

6年12月2日以降は、健康保険証利用の登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます）の利用が原則となります。

◆マイナ保険証を利用する主なメリット

①正確なデータに基づく、より良い医療が受けられます

マイナ保険証のカードリーダー読み取り時に、診療・薬剤・特定健診情報などの利用について同意すると、過去の情報を医師等と共有できます。初めて受診する医療機関等でも過去のデータを共有でき、重複投薬の回避や分量の調整をはじめとする正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。

②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます

限度額適用認定証や限度額適用・標準負担減額認定証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証を提示しなくても、医療機関等の窓口で高額療養費の限度額を超えた額を支払う必要がありません。急なケガや病気で手術や入院が必要になった場合にも安心して医療を受けることができます。

③確定申告が簡単になります

マイナポータルとe-Taxを連携すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報をマイナポータル経由で取得して、確定申告書に自動入力することができ、更にマイナポータル経由で取得した医療費通知情報は医療費の領収書の管理保管が不要となります。

マイナ保険証を利用するには有効な電子証明書（利用者証明用電子証明書）が必要です。有効期限が切れる2～3か月前に更新のお知らせがお住まいの市区町村より届きますので、余裕を持って手続きしてください。

マイナ保険証についての詳細は各省庁のホームページをご参照ください。

●政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/article/202407/entry-6238.html>

●マイナンバーカードの健康保険証利用について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

●よくある質問：マイナンバーカードの健康保険証利用について（デジタル庁）

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card>

加入者証等廃止に伴い

一部の様式用紙が変更となります

業務部 資格課

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令が公布され、加入者証等が廃止されることに伴い、資格取得報告書等の一部の様式用紙が書式変更となります。

◆主な変更点

・「資格取得報告書DL」「被扶養者認定申請書DL」に資格確認書交付の要否欄が追加され、記入が必須となりました。

・「加入者証・加入者被扶養者証・高齢受給者証再交付申請書DL」が廃止され、「資格確認書交付・再交付資格情報のお知らせ交付 高齢受給者証交付・再交付申請書DL」が新設されました。

注 各報告書等は必ず新用紙を使用してください。

◆「資格取得報告書」等の記入

「資格取得報告書DL」「被扶養者認定申請書DL」に追加する資格確認書交付の要否欄は必ず記入してください。

書類に不備があると返送する場合がありますので、注意してください。新用紙について、詳しくは10頁をご覧ください。

教育貸付のご案内と

申し込み時の注意事項

福祉部 貯金・貸付課

「貸付制度のご案内」（教育貸付編）を作成しました。11月調定掛金等納付通知書に同封しますので、学内の周知にぜひご利用ください。

また、教育貸付の申し込みに当たっての注意事項をお知らせします。

◆入学又は修学の証明が必要です

教育貸付では、入学・修学対象者の入学又は修学の証明が必要です。申し込み時には、入学許可書又は合格通知書の写しを添付してください。

また、対象者が入学した後に申し込む場合は、在学証明書（原本）又は学生証の写しを添付してください。

◆諸会費は貸付けの対象外となります

教育貸付の対象は次のとおり修学のために必要な費用に限ります。

- ・入学金、授業料、施設設備費等の学納金
- ・教材費、制服代等の学校指定用品
- ・通学にかかる交通費
- ・自宅外通学の家賃、寮費（食費・光熱費を除きます）
- ・貸付金額の設定に当たっては、諸会費（互助会費、PTA会費、各種保険料等）を除いた必要額を計算のうえ申し込んでください。

貸付金額の設定に当たっては、諸会費（互助会費、PTA会費、各種保険料等）を除いた必要額を計算のうえ申し込んでください。

PepUpイベント 「体重測定チャレンジ」を開催します

福祉部 保健課

30歳から74歳までの加入者等を対象にした健康情報ポータルサイト「PepUp」は、令和6年5月の導入から10月までの時点で登録者数6万人を超えて、7月開催の健康クイズや10月開催のウォーキングラリーなどのイベントにも多数参加いただき、毎日楽しく続けられると好評です。

PepUpを更に活用していただくため、食生活が乱れやすくなる年末年始の時期に「体重測定チャレンジ」を開催します。1日1回体重を測定して記録するシンプルなチャレンジです。これから登録する人でもたったの3ステップで参加できます。

PepUpに登録済みの人も、そうでない人も、ぜひ参加して年末年始の体調管理にお役立てください。

◆開催期間

令和6年12月20日から7年1月19日

◆参加方法

- ① PepUpの利用登録をする
- ② 体重測定チャレンジの専用ページから「参加する」ボタンをクリックする
- ③ 毎日の体重を入力する

◆チャレンジ達成条件

開催期間中、15日以上体重記録

◆抽選でプレゼント

チャレンジ達成者の中から、抽選で300名にご希望の健康グッズ等をプレゼント。

「体重測定チャレンジ」ポスター



(例) ウェアラブルデバイス・体組成計・血圧計
※実際のプレゼントは写真とは異なる場合があります。

健診結果に基づく情報提供通知等は 加入者の登録住所宛て送付します

福祉部 保健課

令和6年度より、加入者の生活習慣病予防の意識を高めていただくことを目的として、次の書類を学校法人等経由ではなく、加入者等の個人宛てに送付しています。

- ① PepUpに登録するための本人確認用コード案内はがき



注1 PepUpは、30歳から74歳までの加入者等を対象にした健康情報ポータルサイトです。

注2 5月下旬に一斉送付しました。

その後は資格取得が確認できてから2〜3か月後に送付しています。

- ② 被扶養者が特定健康診査を受診するための受診券(セット券)

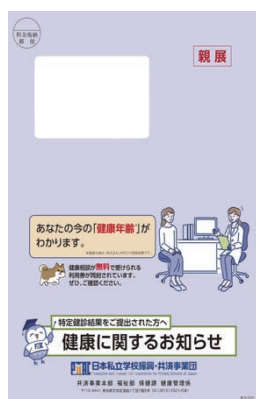


- ③ 学校法人等より提出された健康診断の結果に基づく情報提供通知(特定保健指導に該当する人には、特定保健指導利用券)

・特定保健指導対象外者(圧着はがき)



・特定保健指導対象者(A4・封書)



注 被扶養者が受診券を利用した場合には、医療機関から連携された健診データの住所を優先して使用し、被扶養者宛てに送付します。

これらの書類について、登録の加入者住所に不備があるため宛所不明で戻ってきているケースが多く見受けられます。改めて加入者の登録住所を確認していただき、変更・訂正が必要な場合は「加入者異動報告書DL」を提出してください。なお、未着・紛失の場合は、健康管理係へ連絡してください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

賞与等支給報告書を提出してください

学校法人等から加入者へ支払う給料、俸給、手当、賞与、その他いかなる名称であるかを問わず、同一の性質を有しており、支給回数が年3回以下のものは、賞与等として報告が必要です。賞与等の遡及差額の追加支給があった場合も同様です。ただし、7月1日を基準として、前1年間に4回以上(※)支給されたものは標準報酬月額の対象となりますので、報酬に含めて報告をしてください。この場合、前年7月1日～当年6月30日に支給した賞与等の支給総額の12分の1を基礎届等の各月の報酬に加えます。

「賞与等支給報告書DL」は、支給日(同月内に複数回の支給があった場合は最後に支給した日)から5日以内に提出してください。私学事業団より事前に送付した報告書に記載のある加入者で、賞与等の支給がない人は、報告書の該当列を二重線で抹消してください。

また、電子媒体や電算用紙で報告する場合は、必ず加入者番号と生年月日を確認のうえ提出してください。

なお、賞与掛金等は、12月23日(月)受付分までで12月の掛金等(1月送付)で調定する予定です。

※年4回以上の賞与等を報酬に含めるのは、給与規程などによって年4回以上支給することが定められている賞与等です。通常は年3回以下の支給で、その年に限り年4回となった場合は「賞与等支給報告書DL」で報告してください。【業務部 資格課】

積立共済年金を脱退するときの
締め切り日に注意してください

積立共済年金を脱退し、受け取りを希望する際の締め切り日は退職する月の前月25日ですが、退職(脱退)時一時掛金の払い込みを希望する場合は前々月25日となりますので注意してください。【福祉部 貯金・貸付課】

貸付けの申込締め切り日に
注意してください

令和7年1月22日(水)送金分は6年12月27日(金)が申込締め切り日となります。

締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますので注意してください。【福祉部 貯金・貸付課】

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

加入者が資格喪失したときや、被扶養者の取り消しをしたときは、無効となった加入者証や加入者被扶養者証等を必ず返納してください。

任意継続加入者になるときも同様に、在職中の加入者証等を回収のうえ返納してください。

返納された加入者証等は、機械で読み取り処理をするため、切断したり、書類に貼り付けたりせず、そのまま封筒に入れて送付してください。【業務部 資格課】

令和6年度都道府県事務担当者協議会を
開催しました

11月8日(金)に東京ガーデンパレスにおいて、各都道府県私学主管課の担当者にご出席いただき、私学事業団の業務及び都道府県補助金について一層の理解を深めるために、都道府県事務担当者協議会を開催しました。

【総務部 総務課】

12月の共済業務スケジュール

2日(月)	貸付 送金 掛金等 10月調定納期限
5日(木)	アイリスプラン 医療・日常事故コース加入申込締め切り
6日(金)	貸付 11月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 1月6日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
27日(金)	貸付 1月22日送金申し込み締め切り
30日(月)	掛金等 11月調定口座振替(自振校のみ) 貸付 12月分定期償還口座振替

1月の共済業務スケジュール

6日(月)	掛金等 11月調定納期限 貸付 送金 貸付 12月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 2月3日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)



年 末 年 始 の 業 務

私学事業団では令和6年12月28日(土)から7年1月5日(日)までの年末年始を休業とさせていただきます。
ご不便をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

委員就退任のお知らせ

◆運営審議会委員

令和6年10月23日付

退 任 関 口 修

令和6年10月24日付

新 任 麻 生 隆 史

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

ホームページ上のシステムの一部休止のお知らせ

メンテナンスのため、私学事業団ホームページ上の学校向け情報システムの一部について以下のとおり休止します。

学校法人ポータルサイト (ポータルサイト内のシステムを含みます)

令和6年12月27日(金)17時45分～7年1月6日(月)10時

e-マネージャ

令和6年12月16日(月)17時45分～7年1月下旬(開始日は別途ご案内します)

(注) e-マネージャの休止期間中、大学ポータルサイトに掲載されている教育情報の更新はできません。

※上記のページ以外は通常どおり閲覧が可能です。

「私学経営ダッシュボード」開設のお知らせ

私学事業団では、新たに文部科学大臣所轄学校法人を対象として、「私学経営ダッシュボード」を令和7年3月下旬に開設する予定です。

「私学経営ダッシュボード」は、理事長をはじめ学校法人の経営者の方に、各学校法人の経営判断指標や各種財務指標等、経営分析に必要なデータや資料を提供し、自法人の経営状況を早期に把握して、今後の経営に役立てていただくことを目的としています。

また、「私学経営ダッシュボード」は、専用の電子認証を通じてアクセスしていただくため、ご利用の際は、下記のとおり事前に利用登録が必要となります。

この機会にぜひご活用ください。

・利用登録期間 令和6年12月中旬～令和7年1月下旬(予定)

※利用申請に関する内容の詳細は、後日電子窓口等を通じてご案内いたします。

【私学経営情報センター 私学情報室・経営支援室】

☎ 03(3230)7836・7827・7718

【システム管理室】

☎ 03(3230)7890・7891

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから
宿泊予約ができます。



東京カーテンパレス

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211(代表)
JR・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅から徒歩5分。東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅(B1出口)から徒歩5分 <https://www.hotelgp-tokyo.com/>

東京たびストーリー「プレミアム会席」

夕食は、昭和3年創業の和食堂「つきじ植むら 梅里」で旬の食材を使用した、彩り豊かな会席料理をご堪能ください。



1泊2食(2名1室/1名様)

スーペリアツインルーム 15,800円～17,650円

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

・朝食は和洋バイキングです。

特典：14時チェックイン・12時チェックアウト



プレミアム会席 (夕食イメージ)

京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地 ☎075(411)0111(代表)
JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、2番出口から徒歩8分
<https://www.hotelgp-kyoto.com/>

四季彩プラン

京都ガーデンパレスで人気の2食付き宿泊プランです。
夕食は京会席、フレンチ、京おばんざいからお選びください。

1泊2食

(1名1室/1名様)スタンダードシングル 12,800円～

(2名1室/1名様)スタンダードツイン 11,800円～

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

・朝食はセットメニュー(奇数日は和定食、偶数日は洋定食)です。

・夕食は1,000円追加で和洋折衷料理をお選びいただけます。

・京都市宿泊税200円が別途必要です。



京会席 (夕食イメージ)

融資事業のご案内

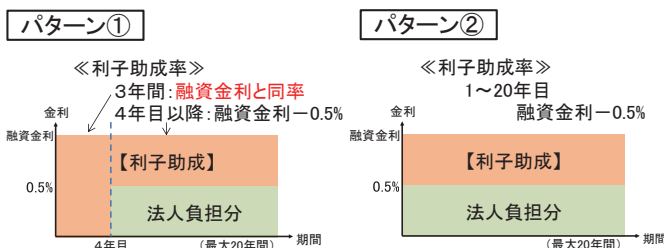
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



※事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
※利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利(令和6年11月現在)

主な事業内容	返済期間(据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 2.10	年% 1.60	年% 1.00	年% 1.00
寄宿舎などの建築・用地取得	2.20	1.70	1.10	—
園バスや備品などの購入	—	—	1.00	(5.5年以内) 0.80

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7864、7866～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp